

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 恒久的施設の認定に関する裁決事例

先日、非居住者が行っていたインターネット販売の事業の用に供されていたアパート及び倉庫が恒久的施設（Permanent Establishment、以下「PE」）に該当するかどうか争われた裁決事例が、国税不服審判所から公表されました。

事実関係

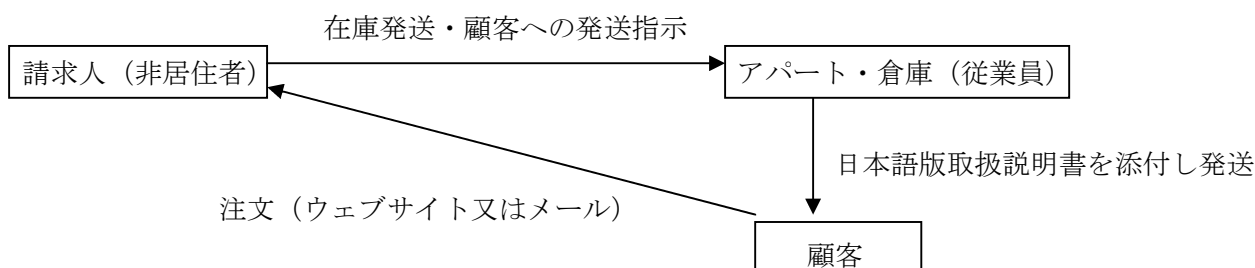
非居住者である請求人（以下「請求人」）は、外国製の商品を日本に輸入し、インターネット上に開設したウェブサイト等を通じて日本国内で販売する事業を行っていました。

この事業における取引形態は以下のとおりです。

- ① まず請求人は日本国外で調達した販売商品を日本へ発送し、請求人が賃借するアパート又は倉庫に在庫として保管していました。
- ② そして請求人はウェブサイト又はメールにより日本の顧客から注文を受け次第、日本国内のアパート又は倉庫に勤務している従業員に対し、商品発送の指示をしていました。
- ③ 商品発送の指示を受けた従業員は、アパート又は倉庫において保管されていた在庫商品に日本語版取扱説明書等を添付した上で日本の顧客に送付していました。

<S 国（国名は非公表）>

<日本国内>



請求人及び原処分庁の主張

この事業について請求人は、日本国内に賃借しているアパート及び倉庫での業務は、請求人からの指示に基づく輸入商品の保管、顧客への発送、返品された不良品の保管及びメーカーへの返品等の準備的・補助的なものであることから、当該アパート及び倉庫は PE には該当しないとして、日本において確定申告を行っていませんでした。

これに対し原処分庁は、主に以下の理由から、日本国内のアパート及び倉庫で行われていた業務は「準備的又は補助的な性格の活動」ととどまるものではないとして、当該アパート及び倉庫を PE と認定し、決定処分を行っていました。

- ① 当該アパート及び倉庫において仕入商品の受領から顧客に対する発送に至るまでのすべての作業を行っていたこと。
- ② 請求人がウェブサイト等に連絡先の住所及び電話番号として、当該アパートの住所及び電話番号を記載するなど、対外的に国内事業者の体裁を整えるための施設として使用されていたことから、当該アパートは国内顧客を獲得するという意味で重要な役割を果たしていたこと。



Grant Thornton

An instinct for growth™

国税不服審判所の裁決

国税不服審判所は以下の理由から、請求人が日本国内に賃借していたアパート及び倉庫において行われていた活動は準備的又は補助的な範囲を超えており、当該アパート及び倉庫は PE に該当するとの判断を下しました。

- ① 請求人の事業形態が予め輸入しておいた在庫商品を顧客の注文に応じて販売する形態であることから、当該アパート及び倉庫は顧客の発注から納品までの期間を短縮させて顧客の需要に応えるとともに、輸入配送費用を節減するためのものであり、事業の遂行及び利得の実現にとって不可欠な機能を有していると考えられること。
- ② 当該アパート及び倉庫において、日本語版取扱説明書等の添付という経済的付加価値付与する行為が行われていたこと。

お見逃しなく！

今回の裁決では、倉庫等のように商品の保管及び発送のために使用する場所であっても、何らかの経済的価値の付加を行い、日本国内での利得の実現に不可欠と認められる場合には、当該施設は PE に該当するとの見解が示されました。

つまり、日本国内で行う活動が準備的又は補助的な範囲を超えるか否かは、事業遂行上の必要性及び経済的価値の付加の有無を考慮して判断されることとなります。